

【見直しの基本的考え方】

- 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に沿った事務・事業の見直しを実施。
- 平成17年に策定した経営改善計画に基づき、第二期中期目標期間の終了時まで、既往債権管理勘定以外の勘定全体(保証協会承継業務経理を除く)で繰越欠損金を解消する等の安定経営を実現。
- 証券化支援事業の充実、重点化を進め、業務の変化に応じて、適切な組織・人員配置を実施。

1. 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に沿った事務・事業の見直し

(現行)

(見直し後)

① 証券化支援事業

ALMリスク対応出資金：480億円
金利変動準備基金：450億円

平成23年度予算に歳入計上済

ALMリスク対応出資金：113億円を国庫返納
金利変動準備基金：106億円を国庫返納

② 住宅融資保険事業

＜保険の対象＞

- ・フラット35併せ
- ・フラット35つなぎ
- ・リバースモーゲージ
- ・一般の住宅ローン

平成24年度(経済対策終了後)から実施

＜新たな保険の対象＞

- ・フラット35併せ
 - ・フラット35つなぎ
 - ・リバースモーゲージ
 - ・子会社の保証会社を持たない中小金融機関等が実施する融資
- ＜出資金の返納＞
- ・不要となる出資金の返納

(現行)

(見直し後)

③ 住宅資金貸付事業

a 賃貸住宅融資

<融資の対象>

- ・高齢者向け賃貸住宅
- ・子育て世帯向け賃貸住宅

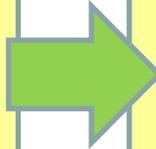
b まちづくり融資

<融資の対象者>

(限定なし)

<融資の対象事業>

- ・市街地再開発事業・防災街区事業
- ・マンション建替え・リフォーム事業
- ・二以上の敷地の共同建替え等
- ・オープンスペースの確保されたマンション建設等



a 賃貸住宅融資 平成23年度から実施

<新たな融資の対象>

- ・高齢者向け賃貸住宅(「サービス付き高齢者向け住宅」に限定)
- ・子育て世帯向け賃貸住宅(省エネ性能の高い住宅に限定)

b まちづくり融資 平成24年度(経済対策終了後)から実施

<新たな融資の対象者>

- ・中小事業者に限定

<新たな融資の対象事業>

- ・市街地再開発事業・防災街区事業
- ・マンション建替え・リフォーム事業
- ・二以上の敷地の共同建替え等
(重点密集市街地等における建替えに限定)

<出資金の返納>

- ・不要となる出資金の返納

2. 繰越欠損金の解消

- 既往債権管理勘定以外の勘定全体(保証協会承継業務経理を除く)で第二期中期目標期間の最終年度までに繰越欠損金を解消する。

3. 証券化支援事業の充実・重点化、業務に見合った組織・人員配置

(1) 証券化支援事業の充実・重点化

- 一般の金融機関による相対的に低利な長期・固定金利の住宅ローンの安定的な供給を支援するため、消費者等の更なる利便性の向上及びより一層の業務運営の効率化を図りながら証券化支援事業を適切に実施する。

(2) 業務に見合った組織・人員配置

① 組織等の見直し

- 市場動向や国民ニーズ、証券化支援業務の普及状況等を踏まえつつ、業務の一層の効率化の観点から、支店の機能を含めた組織の在り方について、業務の集約等機動的に見直しを実施する。
- 既往債権管理事務等が縮小されることに対応し、関係部局を縮小するとともに、証券化支援業務を主要業務とした組織の重点化を行う。

② 人件費の見直し

- 人件費全体の抑制を更に図るとともに、ラスパイレス指数については、手当を含めた役職員給与の在り方について厳しく検証し、さらなる改善に抜本的に取り組む。

③ 事務所・職員宿舎等の見直し

- 全資産について、保有及び借上げの妥当性を検証した上で、平成23年度中に見直し計画を策定し、次期中期目標期間に当該計画に沿った見直しを行う。
- 職員宿舎及び公庫総合運動場については、売却手続を進める。